

町田市内小・中学校で活躍されるボランティアのみなさまへ

## 学校支援ボランティアの手引き

町田市学校支援センター

## 目 次

地域に開かれた学校を目指して	1
学校支援ボランティアとは	1
学校支援ボランティアの支援内容（例）	2
学校支援ボランティア活動	3
学校支援ボランティアの心得	5
町田市学校支援センター事業のしくみと役割	6
個人情報の保護ならびにセキュリティについて	7
ボランティア活動災害補償制度	8
学校でよく使われる言葉	9

## 地域に関われた学校を目指して

みんなで支える学校  
みんなで育てる子ども

「町田市教育プラン」では、地域の間関係の希薄化や子どもに対する地域の関心の低下などを背景として、市立小・中学校において、保護者や地域人材を中心とする外部人材の積極的な活用を進めるしくみづくりを示しています。外部人材の活用では、専門性を問わず、今すぐできることを学校に生かすことを考えています。このことにより、①教員の子どもと向き合う時間の拡充、②社会教育で学んだ成果を生かす場の開拓、③「地域の教育力<sup>※1</sup>」の向上、を目指しています。

活動は、単発で終了するものから定期的に行うものまで多岐にわたります。ほとんどは、現在お持ちの技術や経験などを生かすことができます。ぜひ、学校支援ボランティアとして、様々な角度から学校を応援してください。

## 学校支援ボランティアとは

学校支援ボランティアとは、「学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域の方々、学生、団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動」と定義されています。

例えば、学校支援ボランティアの活動には、授業や授業開始前の先生のサポート、クラブ活動・部活動のサポート、学校行事の支援、登下校の安全監視、休み時間などを利用した読み聞かせ、「総合的な学習の時間<sup>※2</sup>」における体験活動のゲストティーチャー、校庭の緑化整備など学校環境整備の支援などがあります。学校によってそれぞれ独自の活動が行われていて、次々と新たな支援が生まれています。

### 【学校支援ボランティアの資格】

- 学校教育活動に深い理解と熱意がある方。
- 市内在住・在勤・在学者で18歳以上の方。ただし、町田市教育委員会が必要と認めた方はこの限りではありません。
- 営利目的ではなく、政治的中立性及び宗教的中立性に基づいたボランティア活動を行える方。

※1※2 9ページに用語解説

## 学校支援ボランティアの支援内容（例）

ボランティアをお願いしたい領域としては次のようなものがありますが、これらはあくまで一例です。  
なお、活動時間は1回につき2時間程度です。

### 1 学校の環境整備支援

- ・校舎等の補修、窓ガラス清掃、草刈り、花壇づくり、植木の剪定、等
- ・図書整理、教材・教具作成、各種表示札作成、等

### 2 学校の教育活動支援

- ・教科指導の補助（体験談、特殊技能教授、読み聞かせ等の読書指導、授業支援、理科室整備、理科・生活科・総合的な学習の時間の準備片付け等）
- ・学校行事・クラブ活動、部活動の指導（講話、演示、校外学習指導、生花指導、楽器演奏、各種スポーツ指導、等）
- ・道徳指導、総合的な学習の時間指導、生徒指導、相談活動等の補助

### 3 学校の安全支援

- ・登下校の安全パトロール（登下校の見守り等）
- ・学校行事の安全（水泳指導巡視、マラソン月間巡視等業間体操の見守り）
- ・校地内や校舎内の安全パトロール（不審者侵入対策）

【学校支援ボランティアとしての活動の仕方いろいろ】

市内の各小・中学校に、学校と地域をつなぐ役割を担っている方がいます

学校支援ボランティアコーディネーター

各種団体などが取り組んでいます

市内全域の学校を対象に活躍する  
ゲストティーチャー

専門分野を持ったボランティアの方がいます

市内全域の学校を対象に活躍する  
ゲストティーチャー

町内会・自治会や多くの個人の方が  
近隣の学校で活躍しています

- |              |          |
|--------------|----------|
| *ワンワンパトロール   | *花壇整備    |
| *セーフティボランティア | *昔遊び     |
| *竹馬・一輪車修理    | *クラブ活動支援 |

## 学校支援ボランティア活動

### 【ボランティア活動にあたっての留意点】

- ・児童・生徒と直接ふれ合うことが多いので、コミュニケーション能力<sup>※3</sup>が必要です。
- ・担任教員がどのような補助を必要としているかをしっかりと理解し、アシスタントとしての役割を果たしていく必要があります。
- ・活動は、無理のない活動、長続きする活動という視点で取り組むことが大切です。
- ・インフルエンザ等感染性疾患にかかった可能性のある時は活動をご遠慮ください。
- ・ボランティア謝金は学校事情により対応します。
- ・何かわからないことや不安なことがあれば、各学校の学校支援ボランティアコーディネーター<sup>※4</sup>に相談してください。

### 【学校について知っておこう】

学校には、1日の流れ（日課）があります。小学校は45分授業、中学校は50分授業です。ある学校の1日の流れを見てみましょう。

（参考）ある小学校の1日

時定表	時間
職員打合せ	8:15 ~ 8:25
児童朝会・学級指導	8:30 ~ 8:40
1校時	8:45 ~ 9:30
2校時	9:35 ~ 10:20
中休み	10:20 ~ 10:40
3校時	10:40 ~ 11:25
4校時	11:30 ~ 13:00
給食	12:15 ~ 13:15
昼休み ★	13:00 ~ 13:35
清掃	13:15 ~ 14:25
5校時	13:40 ~ 15:15
6校時	14:30 ~ 15:45
放課後Ⅰ ★	15:15 ~ 15:45
下校	15:45
放課後Ⅱ ★	16:30 ~ 16:45

（参考）ある中学校の1日

時定表	時間
朝学活	8:30 ~ 8:40
1校時	8:45 ~ 9:35
2校時	9:45 ~ 10:35
3校時	10:45 ~ 11:35
4校時	11:45 ~ 12:35
昼食	12:35 ~ 12:55
昼休み ★	12:55 ~ 13:15
5校時	13:20 ~ 14:10
6校時	14:20 ~ 15:10
帰学活	15:10 ~ 15:20
	14:10 ~ 14:20（水曜日）
清掃	15:20 ~ 15:40
	14:20 ~ 14:40（水曜日）
下校	15:40
放課後 ★	16:30 ~ 16:45

★印 先生と打合せできそうな時間

事前に学校支援ボランティアコーディネーターとの連絡が必要になります。

個々の場合については、学校支援ボランティアコーディネーターにお問合せください。

### 学期制について

小学校では二学期制（前期・後期）と、三学期制（一・二・三学期）があります。

中学校は三学期制で授業を行います。

※3※4 9ページに用語解説

【ゲストティーチャーとして授業を行うとき】(例)

時間	内容	留意すること
導入(授業のねらい) 10分位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のねらいをはっきり児童・生徒に伝える</li> <li>・活動の順番を説明する</li> <li>・安全面で気をつけることを教える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねらいや活動の順番などは話すだけでなく、用紙でフリップなどを作り、黒板に磁石で貼れるようにしておく(導入の説明に時間をかけすぎない)</li> </ul>
展開(児童・生徒の活動) 25分~30分位	<p>(授業の展開例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・話すことを中心に進める授業</li> <li>・作業や実験、調べること取り入れた授業・ゲストティーチャーが質問して児童・生徒が答える形の授業</li> <li>・ゲストティーチャーが課題を出して、小グループで話し合いや作業・実験・調べる等してまとめていく授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童・生徒については事前に担任から情報を得ておく(個人情報なので口外しない)</li> <li>・児童・生徒の発言は否定せず、授業のねらいに沿って交通整理する</li> <li>・パワーポイントや図など、視覚に訴えるものは効果がある</li> <li>・クイズ形式で授業を構成するのも反応がよい</li> <li>・担任にインタビューしてもらい、それに答える形で進めてもよい</li> </ul>
まとめ(アンケート含) 5分~10分位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のまとめを用紙に書く</li> <li>・ゲストティーチャーの授業に対するアンケートを書いてもらう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まとめの用紙は担任に作っておいてもらう</li> <li>・アンケートは活動の振り返りに有効な資料です</li> </ul>

【学校への記憶媒体の持込みに関するお願い】

学校に記憶媒体を持ち込み使用する場合は必ず管理職の許可をとり、情報セキュリティの面から“ウイルスチェック”をしてからにしてください。

## 学校支援ボランティアの心得

### 【学校に入る際の心得】

町田市は「子ども権利条約」を尊重し、大人としての責務を明確にするため、2023年12月に「町田市子どもにやさしいまち条例」を制定しました。

### 学校に対して

- ✓ 学校の教育方針や、学校内のルールを遵守しましょう。（学校へ行く際の名札や車利用の可否などは、事前に学校支援ボランティアコーディネーターの方などにご確認ください。）
- ✓ ボランティアは学校の教育活動を支援するのがその役割です。自分の好きなことばかりやることはできません。学校の希望をよく聞き、ともに活動しましょう。
- ✓ 学校への意見ばかりではなく、子どもたちのために何ができるかを「提案」していきましょう。
- ✓ 協力内容がきまったら、事前に打合せをしておくとうい結果が得られます。

### 児童（小学生）・生徒（中学生）に対して

- ✓ 児童・生徒にはわかりやすく話しましょう。
  - ※特に小学校では低・中・高学年の年齢に応じた言葉を使いましょう。
- ✓ 児童・生徒には公平な態度で接しましょう。
  - ※知っている児童・生徒がいても公平に接してください。
- ✓ 子どもとともに学ぶことを念頭においてください。
  - ※結果がわかっても、一緒に喜んだり、おどろいたりする姿勢が重要です。
- ✓ 児童・生徒、一人ひとりの人格を尊重し、よいところを「ほめる」姿勢を持ちましょう。
  - ※一方的な教え方は今の児童・生徒には通用しません。会話を重視してください。
- ✓ 児童・生徒が求めている話は何かを、きちんと理解した上で内容を決めましょう。

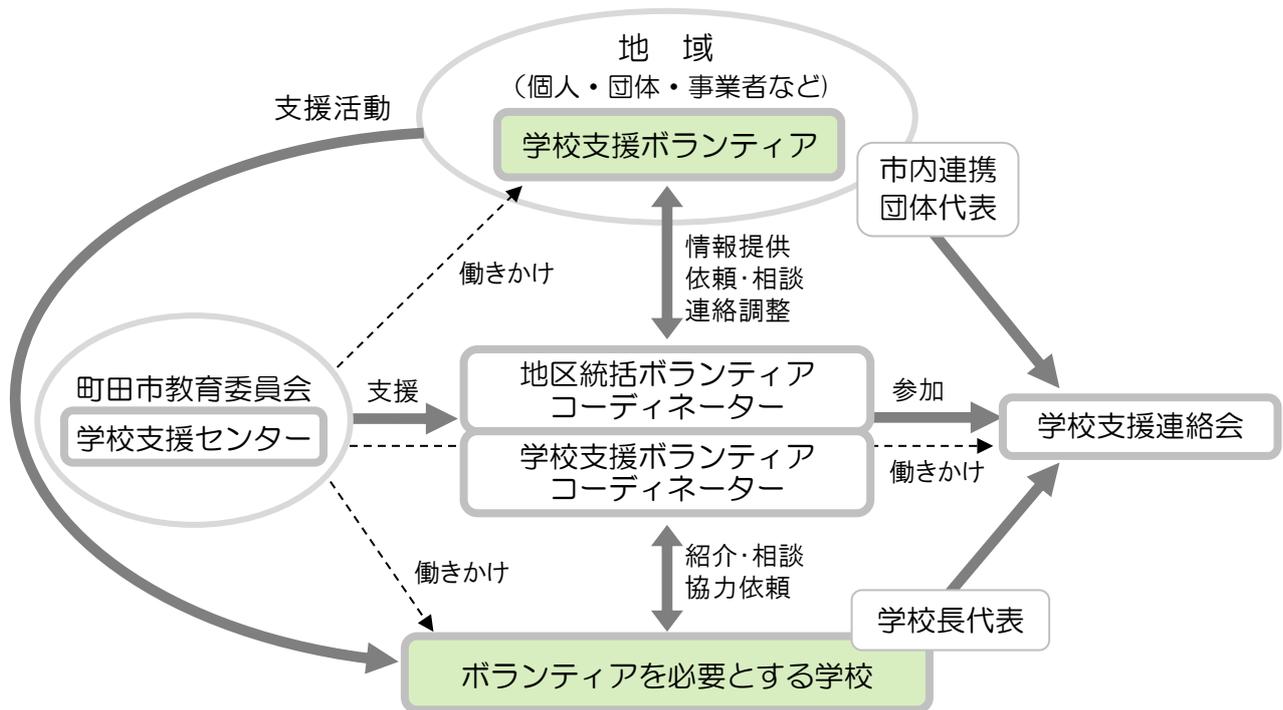
### その他

- ✓ 学校内で知り得た個人情報等は、口外してはいけません。
- ✓ 学校は授業時間や休み時間などがきちんと決められています。与えられた時間を超過しないようにしましょう。
- ✓ 学校は、安心安全を重要と考えています。訪問する際は、事前に訪問の約束をとってから行ってください。
- ✓ 政治・宗教の話は、中立の立場を守ってください。
- ✓ 体罰は厳禁です。子どもに問題行動があった場合は、必ず教員に連絡してください。
- ✓ 言葉づかいに注意してください。子どもへの話し方は大人同士の話し方とは違います。子どもにふさわしくない話題は持ち出さないでください。子どもを傷つけるような内容や表現がないかなど、事前に学校側と一緒に点検しておくことが必要です。
- ✓ 話の内容は事前に十分に準備してメモなどを用意し、「ぶっつけ本番」になることは避けてください。人前でまとまった話をするには、準備が必要です。

【ゲストティーチャーとして授業を行うとき】（例）を参考にしてください。

## 町田市学校支援センター事業のしくみと役割

町田市教育委員会では、家庭・学校・地域がともに手を取り合って子どもを育てていく“しくみ”として学校支援センター事業を実施しています。学校支援活動の推進、および、地域人材の募集・登録・紹介・研修等を行う総合窓口「学校支援センター」を設置、また、学校の求めに応じて地域のボランティアとのかけ橋となる「学校支援ボランティアコーディネーター」を市内公立小学校・中学校の全校に配置しています。そして、学校支援センターが事務局となり、各校学校支援ボランティアコーディネーター、市内連携団体の代表、学校長の代表が、情報交換するための「学校支援連絡会」を組織しています。また 2020年度より全地区に「地区統括ボランティアコーディネーター」を配置し、学校支援ボランティアコーディネーターの連携強化と地域の活性化を図っています。



### 【学校支援ボランティアとの関係は？】

学校とボランティアの関係は、教職員の異動やボランティアの個人的な都合によって希薄になる場合があります。

そこで、小・中学校に学校支援ボランティアコーディネーターを配置することで、学校とボランティアの関係を維持するとともに、学校のニーズに合致したボランティアを地域で探します。

## 個人情報の保護ならびにセキュリティについて

学校支援センター事業の各種情報の取り扱いにあたり、ボランティアやボランティアを希望される皆様の個人情報をお預かりする場合がございます。皆様に安心してご活躍いただくために個人情報を保護し、皆様の信頼を得られるように努めます。また、情報の作成・管理については「町田市情報セキュリティ対策基準」に準じて事務局職員が個人に関わる電子情報を適正に管理・運用できるようにしています。また、個人情報に関する法令等を遵守し、個人情報の適切な取り扱いを実施します。

### 1) 個人情報とは

個人情報とは、住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど、個人を識別できる情報をいいます。

### 2) 個人情報の取得について

偽りその他不正の手段によらず適正に個人情報を取得します。

### 3) 個人情報の利用について

個人情報を町田市学校支援ボランティアの活動の目的達成に必要な範囲内で利用致します。この目的以外で個人情報を利用する場合、あらかじめご本人の同意を得た上で行ないます。

### 4) 個人情報の安全管理について

取り扱う個人情報の漏洩、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

### 5) 個人情報の第三者提供について

個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

### 6) 本方針の変更

本方針の内容は変更されることがあります。

# 町田市ボランティア活動災害補償制度 学校支援ボランティア活動補償制度

## ●町田市ボランティア活動災害補償制度

町田市ボランティア活動災害補償制度とは、市民の皆さんに安心してボランティア活動をしていただくために、保険会社と「町田市ボランティア活動災害補償制度」の保険契約を行い、皆さんの活動を支援していく制度です。

### 【対象となる方等】

無報酬で、町田市内でボランティア活動を行う市民団体等や指導者等。

### 【補償内容】

**損害賠償責任事故に係る補償** ボランティア活動中の過失により、第三者の生命、身体もしくは財物に損害を与え、指導者等が法律上の損害賠償責任を負った場合に適用になります。

**傷害事故に係る補償** ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故でボランティア活動者が死亡し、または負傷した場合に適用になります。

**特定疾病事故に係る補償** ボランティア活動者がボランティア活動中に急性心疾患または急性脳疾患を発症し、ボランティア活動中に死亡し、または病院に搬送され、退院することなく 30 日以内に死亡した場合に適用になります。

※詳細は町田市ホームページ「町田市ボランティア活動災害補償制度」をご覧ください。

## ●学校支援ボランティア活動補償制度

学校支援ボランティアの為の補償制度です。

活動中や往復途上中のケガや特定疾病がもとで万一死亡された場合や、入院・通院に対する見舞金制度と第三者に対する賠償補償制度を準備しています。

（保険料は町田市が負担します）

### 団体総合補償制度費用保険

補償項目		保険金額	備考
死亡・後遺障がい	傷害事故	300 万円	後遺障がいは程度に応じて 100%から 4%
	特定疾病事故	100 万円	
入院日額	傷害事故	3000 円	180 日限度
	特定疾病事故	1500 円	
通院日額	傷害事故	2000 円	90 日限度
	特定疾病事故	1000 円	

※特定疾病：細菌性食中毒、熱中症、低体温症、脱水症

※天災対象外特約

### 施設賠償責任保険

補償額	
対人賠償	1 名 5000 万円 1 事故 2 億円
対物賠償	1 事故 500 万円

※業務遂行リスク担保 初期対応費用 100 万円限度 訴訟対応費用 100 万円限度 人格権侵害 100 万円限度

### 事故が起きてしまったら・・・

事故が発生した場合、ただちに学校の管理職にご連絡ください。

管理職は、指導課管理係または学校支援センターにご連絡ください。

## 学校でよく使われている言葉

- ◆ “地域の教育力”とは？ ⇒ 小学校区単位が目安となる、多様な交流による情操や人間性の育成力のことで、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねさせる役割が地域の教育力として期待されています。
- ◆ “総合的な学習の時間”とは？ ⇒ 「各学校が創意工夫して、学校ごとに教える内容を決めて行う授業」のことです。具体的な活動としては、自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察や実験、発表や討論、ものづくりや生産活動など、体験的な学習や問題解決的な学習が取り入れられた活動があげられます。
- ◆ “コミュニケーション能力”とは？ ⇒ 「分かち合うこと」を意味しており、感情を互いに理解しあい、意味を互いに理解しあう能力。感情面に気を配って、意味をわかちあい、信頼関係を築いてゆく能力。
- ◆ “学校支援ボランティアコーディネーター”とは？ ⇒ 学校教育活動のねらいと学校支援ボランティアの活動に対する思いや考えをつなぐ役割をしてくれる人
- ◆ “教育課程（カリキュラム）”とは？ ⇒ 文部科学省が示した学習指導要領の内容を、地域や学校の実態を考慮し、児童・生徒の発達段階や特性に留意して作成した学校の教育計画です。各学年の時間割も教育課程の一部です。
- ◆ “週案”とは？ ⇒ 「週ごとの授業計画」のことで、小学校は担任が、中学校は教科担任が作成します。
- ◆ “モジュール学習”とは？ ⇒ 「10分、15分などの時間を単位として取り組む学習形態」のことです。
- ◆ “朝学習（自習）”とは？ ⇒ 「授業が始まる前の10分間、15分間といった短時間での学習」のことです。
- ◆ 「小中一貫町田っ子カリキュラム」 ⇒ 全校で「規範教育」、「キャリア教育」、「英語教育」、「食育」に取り組んでいます。
- ◆ “規範教育”：町田市が取り組んでいる「社会常識やモラル、他人への思いやりなどを子供たちに伝える授業」のことです。
- ◆ “キャリア教育”：児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育です。
- ◆ “英語活動”：児童期に、子どもが「言いたいこと」「したいこと」を題材に、音声を中心とした活動を通して、英語に触れ、英語に慣れ親しませるコミュニケーション活動です。
- ◆ “食育”：地産地消、食品の安全、礼儀作法、栄養や健康などを内容とするカリキュラムです。
- ◆ “少人数指導（少人数授業）”とは？ ⇒ 1学級、複数学級をさらに少人数のグループに編成して、教員がきめ細かい指導に当たります。例えば、つますきの多く見られる算数で習熟度別指導、課題別指導等を行います。

お問い合わせやご質問は・・・  
学校支援センターまで！



〒194-8520  
東京都町田市森野 2 丁目 2 番 22 号  
町田市役所 10 階  
町田市教育委員会指導課  
学校支援センター  
TEL : 042-722-3111

受付時間 平日午前 8:30～午後 5:00 (土日・祝日・年末年始はお休み)

250401

\*\*\*\*\*

「2025 年度版 学校支援ボランティアの手引き」町田市学校支援センター